源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定により定められる判断の基準に基づく太陽光発電による電気の調達に要した費用の総額から当該調達により事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによつて事業者が支出することを免れる費用の額を差し引いた額）以下「太陽光発電促進付加金相当額」という。）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第八条第一項の交付金に相当する額からこれに係る事業税に相当する額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）を除く。」と、第四条第二項第八号、第十五条の五第一項第一号、第二十条第二項、第二十一条第一項第二号、第二十九条の三、第二十九条の四第二項、様式第一第一表、様式第七及び様式第七の二中「再エネ特措法交付金相当額を除く。」とあるのは「太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。」と読み替えるものとする。

（卸料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に法第二十二条第一項の規定により届け出られた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

（一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この省令による改正後の一般電気事業部門別収支計算規則（以下「新部門別収支計算規則」という。）の規定は、平成二十四年四月一日以降に開始する事業年度に係る会計の整理について適用する。

2　新部門別収支計算規則の施行後、平成二十四年四月一日の属する事業年度に係る会計を整理しようとする場合にあつては、新部門別収支計算規則別表一3．中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第八条第一項の交付金に相当する額からこれに係る事業税に相当する額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）に限る。」とあるのは「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定により定められる判断の基準に基づく太陽光発電による電気の調達に要した費用の総額から当該調達により事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによつて事業者が支出することを免れる費用の額を差し引いた額（以下「太陽光発電促進付加金相当額」という。）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第八条第一項の交付金に相当する額からこれに係る事業税に相当する額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）に限る。」と、別表第一4．中「過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。」とあるのは「過去の使用済燃料に係る費用、太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。」と、別表第二3．中「再エネ特措法交付金相当額に限る。」とあるのは「太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額に限る。」と、別表第二4．中「再エネ特措法交付金相当額を除く。」とあるのは「太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。」と読み替えるものとする。

（電気事業会計規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　電気事業会計規則等の一部を改正する省令（平成二十四年経済産業省令第十九号）附則第三条第一項中「同条第七項」を「同条第十二項」に改める。

○国土交通省令第二十二号

航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「事業用操縦士」の下に「、准定期運送用操縦士」を加える。

第五十条第一項及び第二項中「又は計器飛行証明」を「、計器飛行証明又は操縦教育証明」に改める。

第五十条の二第一項中「若しくは自家用操縦士」を「、自家用操縦士若しくは准定期運送用操縦士」に、「若しくは計器飛行証明」を「、計器飛行証明若しくは操縦教育証明」に改める。

第五十条の三第三項第二号中「又は」を「、同条第二項の操縦教育証明又は」に改める。

第五十条の四第一号イ中「若しくは法第二十九条第一項」を「、法第二十九条第一項」に改め、「試験」の下に「若しくは法第七十一条の三第一項の審査」を加え、同条第三号ロ中「若しくは計器飛行証明」を「、計器飛行証明若しくは操縦教育証明」に改め、同条第五号ハ中「又は計器飛行証明」を「、計器飛行証明又は操縦教育証明」に改め、同条第七号を次のように改める。

七　当該養成施設の教育の内容及び方法が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ　学科教育及び実技教育の科目並びにこれらの科目ごとの教育時間数が適切なものであること。

ロ　准定期運送用操縦士の資格についての技能証明に係る課程にあつては、当該課程に係る訓練生の技能の習得状況について段階的に評価を行い、その結果に応じて、イの科目ごとの教育時間数を超えて追加の教育を行うものであること。

第五十条の十一を第五十条の十二とし、第五十条の十を第五十条の十一とし、第五十条の九の次に次の一条を加える。

（指定航空従事者養成施設の教育規程の変更）

第五十条の十　指定を受けた者が第五十条の三第三項第七号に掲げる事項（准定期運送用操縦士の資格についての技能証明に係る課程に関するものに限る。）を変更しようとするときは、教育規程（変更に係る部分に限る。）二部及び教育規程変更申請書（第十九号の八様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　前項の承認は、変更に係る事項が第五十条の四の基準に適合するかどうかを審査して行うものとする。

3　第一項の承認は、申請者に教育規程変更承認書（第十九号の九様式）を交付することによつて行う。

第五十六条中「操縦者に係る資格」を「次の表の上欄に掲げる資格についての技能証明」に、「その上級の資格（法第二十四条の規定の順序による。）について」を「それぞれ同表の下欄に掲げる資格についての」に、「資格に係る」を「技能証明の」に、「えた資格」を「受けた技能証明」に改め、同条に次の表を加える。

事業用操縦士	定期運送用操縦士
自家用操縦士	定期運送用操縦士 事業用操縦士
准定期運送用操縦士	定期運送用操縦士

第六十一条の二第一項の表中「一等航空士
航空機関士」を「准定期運送用操縦士」に、「自家用操縦士
二等航空士」を「自家用操縦士
等航空士
空機関士」に改める。